



2022年3月31日

各 位

会社名 株式会社ニトリホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）  
白井 俊之  
（コード番号 9843 東証第一部、札証）  
問合せ先 財務経理部ゼネラルマネジャー 善治 正臣  
電話番号 03-6741-1204

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月19日開催予定の第50回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在： 毎年2月20日

変更後： 毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第51期は2022年2月21日から2023年3月31日までの13か月11日間となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

#### 4. 定款の一部変更

##### （1）定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[基準日]</p> <p>第 11 条 当社は、毎年<u>2月20日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>[事業年度]</p> <p>第 27 条 当社の事業年度は、毎年<u>2月21日</u>から翌年<u>2月20日</u>までとする。</p> <p>[剰余金の配当]</p> <p>第 29 条 期末配当は毎年<u>2月20日</u>、中間配当は毎年<u>8月20日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>[監査役の実任免除に関する経過措置] (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>[基準日]</p> <p>第 11 条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>[事業年度]</p> <p>第 27 条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>[剰余金の配当]</p> <p>第 29 条 期末配当は毎年<u>3月31日</u>、中間配当は毎年<u>9月30日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>[監査役の実任免除に関する経過措置]</p> <p><u>第 1 条 (現行どおり)</u></p> <p>[事業年度に関する経過措置]</p> <p><u>第 2 条 第 27 条 [事業年度] の規定にかかわらず、当社の第 51 期事業年度は、2022 年 2 月 21 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>② 本条は、2023 年 3 月 31 日経過後にこれを削除する。</u></p> <p>[剰余金の配当に関する経過措置]</p> <p><u>第 3 条 第 29 条 [剰余金の配当] の規定にかかわらず、当社の第 50 期事業年度の期末配当の基準日は 2022 年 2 月 20 日とし、第 51 期事業年度の中間配当の基準日は 2022 年 8 月 20 日とする。</u></p> <p><u>② 本条は、2023 年 3 月 31 日経過後にこれを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

2022 年 5 月 19 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定)

2022 年 5 月 19 日 (木)

以上